

マイナンバーへの成年後見人の心構え

■マイナンバー制度の概要

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）によるマイナンバー（個人番号）は、最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）とセットで管理されます。市町村長等は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに個人番号を指定し、その者に対し、当該マイナンバーを平成27年の10月以降、通知カードにより通知します（法7条1項）。この制度により、国民個々人のより正確な所得把握を可能とし、社会保障や税の給付と負担の公平化や、行政サービスを受ける際に証明書類の添付が不要になるなどの利便性も期待されています。まずは、①社会保障、②税および③災害対策等の手続の分野から導入される予定です。

これにより、各種手続にマイナンバーが必要となり、成年後見人は、本人からマイナンバーを把握する必要がありますが、老人ホーム等に入居し、住民票等が移転されていないことから通知カードが届かないトラブルも十分想定されます。また、マイナンバーが無関係な第三者に開示されてしまうと、成年被後見人に関して集積・集約された個人情報がかつて以上に容易に漏えいする危険があり、成年被後見人等は重大な被害を負いかねません。したがって、成年後見人もマイナンバーや関連する資料の取扱いには慎重になる必要があります。

■法定代理人である成年後見人業務とのかかわり

マイナンバー法は、個人情報保護法の対象にならない事業者も含めたすべての民間企業や個人に対して、マイナンバー付きの情報（特定個人情報）の取扱いについて、各種の義務を課しています。後見業務との関係では、本人や法定代理人であっても、法定の目的以外の目的で、第三者に「特定個人情報」である①個人番号の情報を含む個人情報および②個人番号を含まなくても、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号等の個人情報（法2条8項）を提供してはいけない点に注意が必要です（法19条3号）。

また、代理人として提供できる相手先について

も法定の目的と関連して制限があり、「個人番号利用事務等実施者」に限定されています。具体的には税務署や年金事務所などの行政機関、地方公共団体等の個人番号利用事務実施者や法9条3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を扱う事務を行う者に対しての提供に制限されています。この判別には細かい法令の確認が必要で一般の成年後見人には難しく、不安であれば、内閣官房の運営する啓発サイト〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>〉の窓口に問合せを行うといった慎重な対応が望ましいです。

■具体的な場面の例

現状、成年後見人として、今回導入されるマイナンバー法との関連業務については以下のようなものが例示できますので参考にしてください。

- ① 年金・社会保険事務関係 各種年金の給付を受ける手続、生活保護、介護保険法の保険給付等の社会福祉分野、各種健康保険の給付等の医療分野、障害者総合支援法の自立支援給付等の手続があります。
- ② 納税等 本人が所轄税務署等の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載されます。たとえば成年被後見人に不動産所得等の家賃収入があって確定申告が必要な場合や、厚生年金等を受給している場合など、源泉徴収手続が関係してくる成年被後見人は、マイナンバーの利用可能性があります。
- ③ 災害対策 震災の被災地などでは、高齢者が多く、被災後、認知症を患い成年後見制度を利用する場合があります。この点、被災者生活再建支援金の支給や、被災者台帳の作成にも利用されるので、マイナンバーとは無縁ではありません。
- ④ 金融機関等 マイナンバー法の改正において、普通預金等にマイナンバーを附番して一定の目的に活用することが議論されており、今後の法改正の動向に注意が必要です。

（弁護士 吉澤 尚・よしざわ なお）

※本情報は、平成27年5月現在のものです。